令和３年３月３１日公布
我孫子市規則第４４号

押印を求める手続の見直し等に伴う関係規則の整備に関する規則

（我孫子市火災予防条例施行規則等の一部改正）

第１条　次に掲げる規則の規定中「㊞」を削る。

（１）　我孫子市火災予防条例施行規則（昭和４０年規則第６号）様式第１号、様式第１号の３、様式第１号の４、様式第４号、様式第５号、様式第１２号の２及び様式第１６号

（２）　自動車の臨時運行許可に関する規則（昭和４６年規則第９号）様式第２号

（３）　我孫子都市計画事業我孫子駅前土地区画整理事業施行規則（昭和４９年規則第２号）別記様式

（４）　我孫子市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定事務施行規則（昭和５０年規則第８号）様式第１号

（５）　我孫子市道路占用規則（昭和５０年規則第２１号）様式第３号、様式第４号及び様式第６号

（６）　我孫子市都市公園条例施行規則（昭和５１年規則第７号）様式第３号から様式第７号まで、様式第１６号、様式第１８号、様式第２０号及び様式第２３号

（７）　我孫子市集会施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和５１年規則第１７号）様式第５号

（８）　我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則（昭和５５年規則第２７号）様式第１号、様式第３号、様式第４号、様式第６号及び様式第９号から様式第１０号まで

（９）　我孫子市下水道条例施行規則（昭和５６年規則第１１号）様式第１号、様式第１号の２、様式第４号、様式第６号から様式第１１号まで、様式第１３号及び様式第１５号

（１０）　我孫子市自転車の放置防止に関する条例施行規則（平成元年規則第１２号）様式第６号

（１１）　我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（平成２年規則第７号）様式第６号（その１）、

様式第７号、様式第１１号及び様式第１４号

（１２）　我孫子市さわやかな環境づくり条例施行規則（平成９年規則第４５号）様式第１号の２から様式第３号まで及び様式第５号

（１３）　我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則（平成１０年規則第１３号）様式第１号

（１４）　我孫子市都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則（平成１２年規則第２４号）様式第３号

（１５）　我孫子市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則（平成１６年規則第３０号）様式第１号

（１６）　我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成１７年規則第２号）様式第１号

（１７）　我孫子市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則（平成１８年規則第１２号）様式第１号、様式第３号から様式第５号まで及び様式第７号

（１８）　老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム及び有料老人ホーム並びに社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設置等に関する事務の取扱いに関する規則（平成１９年規則第１４号）様式第１号から様式第１３号まで

（１９）　我孫子市あびっ子クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成２１年規則第６号）様式第３号

（２０）　あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則（平成２１年規則第１１号）様式第９号

（２１）　我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則（平成２２年規則第５９号）様式第１号から様式第４号まで、様式第７号から様式第１０号まで、様式第１３号、様式第１４号、様式第１６号及び様式第１７号

（２２）　我孫子市児童手当事務処理規則（平成２４年規則第５２号）様式第１０号及び様式第１２号

（２３）　我孫子市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則（平成２７年規則第１８号）様式第１号

（２４）　我孫子市都市計画の決定又は変更に必要な調査のための立入り等に関する規則（平成２８年規則第２５号）様式第１号

（我孫子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正）

第２条　我孫子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成９年規則第１１号）の一部を次のように改正する。

様式第１号、様式第３号及び様式第４号中「㊞」を削る。

様式第５号中「㊞」を削り、

「注１　届出人は、新旧の建築主が連署して提出してください。

２　※印のある欄は、記入しないでください。　　」を

「注　※印のある欄は、記入しないでください。　　」に改める。

様式第７号及び様式第８号中「㊞」を削る。

（我孫子市下水道排水設備指定工事店規則の一部改正）

第３条　我孫子市下水道排水設備指定工事店規則（平成９年規則第４９号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中

「

ふりがな	印	

」を

「

ふりがな

」に改める。

様式第２号中「㊞」を削る。

様式第４号中

「

ふりがな 代表者氏名		㊞	

」を

「

ふりがな 代表者氏名	

」に改める。

様式第５号中「㊞」を削る。

様式第６号中

「

ふりがな 代表者氏名		㊞	

」を

「

ふりがな 代表者氏名	

」に改める。

（住民基本台帳の閲覧に関する規則の一部改正）

第４条　住民基本台帳の閲覧に関する規則（平成１７年規則第５５号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「印」を削る。

様式第２号中「㊞」を削る。

様式第５号中

「　　「

（氏名）　　印　　（氏名）

」を　　」

に改める。

（我孫子市子ども短期入所事業実施規則の一部改正）

第５条　我孫子市子ども短期入所事業実施規則（平成２０年規則第２２号）の一部を次のように改正する。

様式第６号中「㊞」を削る。

（我孫子市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第６条　我孫子市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成２４年規則第６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（認定建築主等変更届） 第５条　認定建築主等は、法第19条に規定する認定特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の工事が完了する前に認定建築主等の変更をしようとするときは、認定建築主等変更届（様式第８号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。 (1)及び(2)　略 ２　略	（認定建築主等変更届） 第５条　認定建築主等は、法第19条に規定する認定特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の工事が完了する前に認定建築主等の変更をしようとするときは、**変更前の認定建築主等と変更後の建築主等が連署して**認定建築主等変更届（様式第８号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。 (1)及び(2)　略 ２　略

様式第６号中「㊞」を削り、

「２　申請書の印鑑は、認定申請書と同一のものを押印してください。

３　※印のある欄は、記入しないでください。　」を

「２　※印のある欄は、記入しないでください。　」に

改める。

様式第８号中「㊞」を削り、

「注１　届出者は、新旧の認定建築主等が連署して提出してください。
２　建築物の耐震改修の事業に関する資金計画及び認定通知書（計画の変更認定を受けた場合は、認定通知書及び変更認定通知書）を添付してください。
３　※印のある欄は、記入しないでください。　」を
「注１　建築物の耐震改修の事業に関する資金計画及び認定通知書（計画の変更認定を受けた場合は、認定通知書及び変更認定通知書）を添付してください。
２　※印のある欄は、記入しないでください。　」に改める。

様式第１０号中「㊞」を削り、
「注１　届出者の印鑑は、認定申請書（変更認定申請書）と同一のものを押印してください。
２　※印のある欄は記入しないでください。　」を
「注　※印のある欄は記入しないでください。　」に改める。

様式第１１号中「㊞」を削り、
「注１　認定建築主等の印鑑は、認定申請書（変更認定申請書）と同一のものを押印してください。
２　認定通知書（計画の変更認定を受けた場合は、認定通知書及び変更認定通知書）を添付してください。
３　※印のある欄は、記入しないでください。　」を
「注１　認定通知書（計画の変更認定を受けた場合は、認定通知書及び変更認定通知書）を添付してください。
２　※印のある欄は、記入しないでください。　」に改める。

様式第１４号、様式第１６号及び様式第１７号中「㊞」を削る。

（我孫子市小規模水道条例施行規則の一部改正）

第７条　我孫子市小規模水道条例施行規則（平成２４年規則第６６号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「㊞」及び「備考　個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。」を削る。

様式第５号から様式第７号まで、様式第９号から様式第１１号まで、様式第１３号、様式第１５号から様式第１７号までの規定中「㊞」及び「備考　個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。」を削る。

（我孫子市専用水道及び簡易専用水道取扱規則の一部改正）

第８条　我孫子市専用水道及び簡易専用水道取扱規則（平成２４年規則第６７号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「㊞」及び「備考　個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。」を削る。

様式第２号、様式第５号から様式第１１号まで、様式第１３号から様式第１５号まで、様式第１７号、様式第１９号及び様式第２０号中「㊞」及び「備考　個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。」を削る。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。